

平成 31 年 第 2 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 31 年第 2 回教育委員会定例会が平成 31 年 2 月 22 日午前 10 時 30 分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- | | |
|---------|---|
| 1 日 時 | 平成 31 年 2 月 22 日(金) 午前 10 時 30 分から |
| 2 場 所 | 清瀬市役所 第 2 委員会室 |
| 3 付議案件 | 別紙議事日程のとおり |
| 4 出席委員 | 坂 田 篤 (教育長)
宮 川 保 之 (教育長職務代理者)
植 松 紀 子 (委員)
粕 谷 衛 (委員)
兵 頭 扶美枝 (委員) |
| 5 出席説明者 | 石 川 智 裕 (教育部長)
長 井 満 敏 (教育部参事)
細 山 克 昭 (教育総務課長)
馬 場 一 平 (統括指導主事)
井 上 真 登 (指導主事)
藤 村 和 志 (指導課教職員係長) |
| 6 書 記 | 鈴 木 丈 洋 (教育総務課庶務係長)
大 津 雄 平 |

平成 31 年第 2 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 31 年 2 月 22 日
午前 10 時 30 分

- 日程第 1 会議録署名委員の指名(兵頭委員)
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育委員報告
- 日程第 4 議案第 4 号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第 5 号 清瀬市立学校事務共同実施要綱の制定について
- 日程第 6 報告事項 1 第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(案)について
- 日程第 7 報告事項 2 平成 31 年度教育委員会定例会等の日程について
- 日程第 8 報告事項 3 卒業式・入学式の参列について
- 日程第 9 報告事項 4 「清瀬市教育委員会 運動部活動の在り方に関する指針」の策定について
- 日程第 10 報告事項 5 就学相談フォローアップについて
- 日程第 11 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言。

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が兵頭委員を指名

日程第2 教育長報告

(坂田教育長)

○2月16日(土) 命の教育フォーラムについて

日程第3 教育委員報告

(植松委員)

○2月1日(金) 芝山小学校研究発表会

(兵頭委員)

○1月28日(月)、1月31日(木)、2月1日(金) 平成31年度「特色ある学校づくり」に係るプレゼンテーション

○2月1日(金) 芝山小学校研究発表会

○2月8日(金) 教育委員会連合会研修会

○2月21日(木) 教育委員会表彰式典

(粕谷委員)

○1月28日(月)、1月31日(木)、2月1日(金) 平成31年度「特色ある学校づくり」に係るプレゼンテーション

○2月8日(金) 教育委員会連合会研修会

○2月21日(木) 教育委員会表彰式典

(宮川教育長職務代理者)

○1月28日(月)、1月31日(木)、2月1日(金) 平成31年度「特色ある学校づくり」に係るプレゼンテーション

○2月1日(金) 芝山小学校研究発表会

日程第4 議案第4号 清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

(藤村教職員係長)

清瀬市立学校では、学校事務の効率化、事務職員のOJT及び副校長の負担軽減を目的とし、平成27年度から学校事務の共同実施を段階的に進めてまいりました。

昨年度は、清瀬第四中学校を拠点校とし、(芝山小学校、第三小学校、第四小学校、第六小学校、第七小学校、第二中学校)の計7校で事務の共同実施を行ってきました。今年度は清瀬第三中学校に共同事務室を設置し、(第八小学校、清明小学校、第五中学校)の4校で新たに事務の共同実施を開始しました。清瀬小学校、清瀬第十小学校、清瀬中学校は来年度からこの清瀬第三中学校の共同事務室の連携校となり、これで清瀬市立小・中学校14校全校で事務の共同実施を行う体制となります。

現時点では共同事務室で行う業務について規定するものはありません。今後の共同事務室の安定した運営を考えると、業務内容を具体的に明記することが必要であると考えことから、清瀬市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正し、共同事務室における業務を明記いたします。

改正の概要についてですが、清瀬市立学校の管理運営に関する規則第17条の2第2項を加え、ここに業務内容を規定しております。

また、共同事務室での業務内容の規定のほかに、今回の改正で文言整理等も併せて行い、第16条において事務職員の職名を規定しております。共同事務室の室長は東京都の職名では課長代理級の職員を充てておりますが、清瀬市では主査級の職員としております。東京都においては、課長補佐及び次席の職名は既になく、今後もこの職名を使用することはないため、これを削除するものです。

また、別表について、第16条関係となっておりますが、これは第17条のなかでその他必要な職員は別表に定めると規定しているため、第17条関係となります。いわゆる条ずれがおきている状態のため、これを改正いたします。改正の施行日は平成31年4月1日としております。

(宮川教育長職務代理者)

第17条にある「その他必要な職員」とはどのような職員か。

(藤村教職員係長)

別表に記載の通り、事務系の一般事務及び栄養士、技能労務系の給食調理及び用務の主事職員です。

(宮川教育長職務代理者)

第16条については東京都の事情でこのような職員を置くとしているだけではないか。過去の例に従うだけでなく見直しを図り、必要でない記載は除いても良いのではないか。市町村立学校職員給与負担法に基づいて、都の職員を事務職員として置くことができ

るという記載で十分ではないか。

(藤村教職員係長)

ご指摘の通り、ここで詳細に主査、主任、主事まで規定する必要はないかと思いますが、今回はあくまでも、現在存在しない職を正すという意味で改正しております。

(坂田教育長)

共同事務室において、職層があるからこのような記載が必要であるということでしょうか。

(藤村教職員係長)

後ほどご説明する、議案第 5 号においても共同事務室室長の職について規定しているのですが、共同事務室の中で、主査、主任、主事まで規定する方がわかりやすいと考えております。

(坂田教育長)

議案第 5 号の説明を受けてから、審議に移りたい。

日程第 5 議案第 5 号 清瀬市立学校事務共同実施要綱の制定について

(藤村教職員係長)

新規制定の背景については、先ほど議案第 4 号の説明においてさせていただいた通りです。平成 31 年度より清瀬市立小・中学校全校で事務の共同実施を行うことに伴い、共同事務室の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

要綱の概要については、第 2 条で共同事務室の組織について規定し、第 3 条で服務について規定しており、第 4 条で委任条項として、その他必要な事項は教育委員会が別に定めることとしております。

第 2 条第 1 項では、共同事務室を設置する学校(拠点校)と、連携して事務の共同実施を行う学校(連携校)の範囲を規定しております。具体的には、別表に定めるとおります。

同条第 2 項では共同事務室室長の職務について規定し、第 3 項では事務室に非常勤職員(学校事務共同実施支援職員)を配置し、共同事務室や教育委員会と連携しながら事務を行うことを規定しております。

第 3 条では、拠点校に勤務する共同事務室職員の服務上の管理監督は、拠点校の校長が行うことを規定しております。また、同条第 2 項では、非常勤職員の管理監督について、それぞれ配置されている学校の校長が行うことと規定しております。施行日は平成 31 年 4 月 1 日としております。

(宮川教育長職務代理者)

共同実施を開始したことでどのような変化があったか。

(長井教育部参事)

一番の成果としては、これまで都の職員は一人職場だったのが、一人職場でなくなったことで、会計事故等を含めて業務の改善が図られたということが考えられます。

複数集まったことで副校長の校務負担軽減につながることを期待しているのですが、そこについては徐々に成果は図られてきているかなと感じております。

(坂田教育長)

課題も含めて補足はあるか。

(藤村教職員係長)

課題については、管理職によって考え方が様々であることがあります。協力的な管理職もいれば、事務室の機能が離れてしまったと考えている管理職もいます。書類のやり取りに時間がかかってしまうなどの不便が生じているのは事実ですが、事務室としての組織、機能は変わらないので、その意識は今後管理職に持っていただく必要がございます。

成果については、ミスや事故がなくなったことがあげられます。給与関係の事務ですと、システムへの入力ミスが一人職場だとチェック体制ができないので、月に数件発生してきていたところですが、そのようなミスが起きていない状況です。

(坂田教育長)

管理職の温度差は非常に重要な問題と考えるが、実際にあり得るのか。

(兵頭委員)

今まで自分の学校にいた都事務の人が、別の場所に移ったことで、やり取りがスムーズにできなくなったというのがあるのかと思う。しかし、共同事務室ができたことで、事務職の人がお互いに一人で困らないで相談しながらできることは、非常に良いことだと思う。

新たに赴任してくる人は戸惑いを感じると思うので、このような要綱があって、こういう形で進んでいるということがわかるものがあるのは良いと思う。

(長井教育部参事)

これまでは、校長室からすぐの事務室に行って相談をしていたことが、物理的な距離

感が出てきてしまうのは仕方ないとは思いますが、そのあたりのことは、共同事務室でも十分に認識していて、西部、東部両室長も細かく学校へのアプローチをしてくださっております。その辺も受け止める側が近くに感じて、いろんなやり取りができると良いと感じております。

(議案第4号 全員異議なしで可決)

(議案第5号 全員異議なしで可決)

日程第6 報告事項1 第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(案)について

(細山教育総務課長)

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画(案)についてご報告いたします。

平成31年度からの3年間の実行計画について、予算内示を反映し、変更あるいは修正を行った部分につきましては比較表のとおりでございます。

報告は以上でございますが、各項目の説明につきましては、定例会終了後の全員協議会において改めてお時間を頂戴できればと存じます。

日程第7 報告事項2 平成31年度教育委員会定例会等の日程について

(細山教育総務課長)

平成31年度教育委員会定例会の日程等についてご報告いたします。

定例会は毎月開催、日程は資料のとおりでございます。なお、記載の議題は現時点の予定であり、今後変更、追加がありますことをあらかじめご承知おきください。

全員協議会は7回で、そのうち定例会と別日の単独開催は7月、10月の2回を予定しております。

また、5月と1月に総合教育会議、11月には市長との教育予算についての懇談会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

(坂田教育長)

全員協議会の議題や協議内容については、喫緊の教育行政課題や数年先、10年先の中長期的な展望に立ち、議論を重ねていくべきと考える。私と宮川職務代理者で議題や内容を検討した上で、教育委員の皆様にお示した上で、議題や内容を決定していきたいと考えているがいかがか。

(全員異議なし)

日程第 8 報告事項 3 卒業式・入学式の参列について

(細山教育総務課長)

卒業式は中学校が 3 月 20 日水曜日、小学校は第七小学校と第十小学校が 22 日金曜日で、この 2 校を除く 7 校は 25 日月曜日に举行されます。

各委員のご参列につきましては表のとおり事務局の方で割り振らせていただいております。ご確認よろしくお願ひいたします。

次に、入学式でございます。小学校は、第十小学校と清明小学校を除く 7 校が 4 月 5 日金曜日で、第十小学校と清明小学校は 8 日月曜日に举行でございます。

中学校は第四中学校が 6 日土曜日、それ以外の 4 校は 9 日火曜日でございます。

こちらにつきましても併せてご確認よろしくお願ひいたします。

(坂田教育長)

管理運営規則上、卒業式は 3 月 20 日と 25 日にも関わらず、小学校 2 校が 22 日となっているが、教育課程上どのような考えで実施するのか。

(馬場統括指導主事)

学校が授業時数又は授業日数を配当した中で、この時期が適切と判断してこの日に決定したと考えております。

(坂田教育長)

第七小学校、第十小学校は、3 学期は授業日数が 3 日間少なくなることになるが、それでも良いということか。

(馬場統括指導主事)

年間を通じたこの時期に、日程を配置しても問題なく他の時期に授業日数が取れていると考えてよろしいかと思ひます。

(坂田教育長)

来年度、管理運営規則上の 25 日に戻すとすれば、教育課程を編成していく上での基本的な考え方が揺らいでいると思うが。

(馬場統括指導主事)

そちらについては、作成の手引きにおいて示しており、説明も済んでおります。

(坂田教育長)

同じく入学式も同様に管理運営規則上は、4月5日と9日であるが、その他の日に実施する学校は、授業日数を確保するためにこのような考え方を取るということか。

(馬場統括指導主事)

来年度は5月に10連休がございますので、そのあたりと夏休みの入り方との兼ね合いで考えているものだと思います。

日程第9 報告事項 4 「清瀬市教育委員会 運動部活動の在り方に関する指針」の策定について

(長井教育部参事)

平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動に関する総合的なガイドライン」が公表されるとともに、東京都教育委員会からも「運動部活動の在り方に関する方針」示されました。国のガイドラインと、都の方針は、ほとんどが同一の内容となっているため、清瀬市教育委員会で定める「運動部活動の在り方に関する指針」については、国、都の内容を受けた形で作成しました。

名称を「指針」としていますのは、今後清瀬市において、スポーツ方針の策定が予定されているため、混同を避けるために、こちらは「運動部活動の在り方に関する指針」とさせていただきます。

内容につきましては、スポーツ庁のガイドライン、都教委の方針を受け、ほぼ同様の内容としていますが、3点本市独自の内容を加えてあります。資料の2ページにあります、本市の部活動指導員の配置に関する内容と、5ページの学校閉庁日に関する内容、同じページの学校単位で参加する大会等の見直しの部分です。

部活動指導員については、平成31年度から導入し、次年度以降順次増員を図っていく計画としています。

また、学校閉庁日の期間中は、原則として部活動休養日とすること、学校単位で参加する大会等を、学期に2大会程度、練習試合を月に2回程度としています。

本指針の策定を受け、学校ごとに「学校の運動部活動に係る活動方針」を定めて、部活動を進めていくこととなりますが、活動方針を定めただけでは、働き方改革につながる、部活動の改革が可能になるわけではありません。本市の中学校においては、部活動に積極的な教員もいれば、部活動に消極的な教員もいるのが現状です。本指針や、各学校の活動方針を、いわゆる「トップダウン」で定めるだけでなく、来年度1年間をかけて、管理職、部活動推進派、消極派、保護者、生徒、部活動指導をしていただいている外部の方々等から幅広く意見を聴取し、より実効的な清瀬市としての部活動の取組みの方向性を定めていきたいと考えています。

(宮川教育長職務代理者)

5 ページに記載のある、地域との連携等に、民間事業者の活用等によるとあるが、この中に生涯学習、生涯スポーツなど地域で行っていることも含めているのか。

(長井教育部参事)

民間事業者については、生涯スポーツで関わっている指定管理の HONDA ESTILO などに関わっていただくことも考えております。

(宮川職務教育長代理者)

6 ページ、運動部顧問の過度な負担とならないためにとあるが、生徒の活動を制約をすることについては、理解は得られる状況なのか。ここまで示さないと歯止めがかからないことになってしまうのか。

(長井教育部参事)

練習試合等の回数を示したことについては、賛否両論あると思います。来年度一年間掛けて幅広く意見を集約する場面を作っていきたいと考えております。

(坂田教育長)

ここに具体的な数字を入れることが本当に良いのか。議論する中で、この日数では厳しいのではないかとすると、この指針を変えなければならないことになりかねないか。

(長井教育部参事)

都の方針で、教育委員会は運動部顧問の負担にならないような日程を定めるといような文言があり、それを受けて暫定的に定めているところです。

日程第 10 報告事項 5 就学相談フォローアップについて

(井上指導主事)

2月8日の全員協議会でお示しさせていただきましたので、概要のみ説明させていただきます。

就学相談の流れ、就学支援委員会において特別支援学級や特別支援学校が適となったお子さんが、総合的に判断して通常学級に進学となった場合に、その子をどのようにフォローアップしていくか今回策定した趣旨です。

資料の右側にフォローアップの流れが記載されておりますので、こちらをご覧くださいければと思います。

(宮川教育長職務代理者)

子供の実態を保護者によく理解していただいて、より適切な教育の機会を提供して

いくことが重要だと思うが。

(井上指導主事)

校内委員会等で就学相談員も加わりながら、保護者にこの流れをどう伝えていくかというところまで検討して、その後随時観察というものを活用しながら、保護者に働きかけていくことが大事ではないかと考えております。

(植松委員)

定期観察のメンバーの中にスクールカウンセラーも入れるべきではないか。

(井上指導主事)

ドクターの日程との調整が整えば、可能な限り一緒に定期観察をしていきたいと思えます。

日程第 11 その他 今後の日程について

(細山教育総務課長)

- 3月20日(水)中学校卒業式
- 3月22日(金)小学校卒業式(七小、十小)
- 3月22日(金)15時30分 教育委員会定例会(アミュー講座室1)
- 3月25日(月)小学校卒業式(七小、十小以外の小学校)

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午後 11 時 30 分

平成 31 年 2 月 22 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 兵頭 扶美枝